

田辺市建設工事等入札参加資格停止措置一覧表

R8.2.2 現在

措置日	開始日	終了日	期間	名称(商号)	所在地	要 件	備考
R7.8.21	R7.8.22	R8.8.21	12 カ月間	株式会社中央技術コンサルタンツ	東京都新宿区西新宿8-5-1	気仙沼市発注の業務において、令和7年7月21日、事前に市職員から入札情報に関する資料を受け取り、最低制限価格に近い価格で不正に受注したとして、公契約関係競売等妨害の疑いで同社の東北支店長が逮捕されたことにより、令和7年7月25日、気仙沼市から指名停止措置の適用を受けたため。	別表2.3.3
R7.12.3	R7.12.4	R8.6.3	6 カ月間	株式会社ナカシゲ	田辺市新万23番13号	本市発注の上秋津中学校トイレ改修・バリアフリー化機械設備工事において、工事続行不能届が提出されたことにより、工期途中での請負契約解除に至ったため。	別表1.2.1
R8.2.2	R8.2.3	R8.5.2	3 カ月間	初島電設株式会社	和歌山市冬野1359番地7	和歌山県発注の工事において、建設業法に違反し、契約書を作成しないまま一部下請負業者に工事を施工させ、また施工体系図や標識の掲示を怠ったまま工事を施工していたことが、同法第28条第1項本文に該当するとして、県から令和7年12月22日付けで同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。	別表2.5.3.イ
R8.2.2	R8.2.3	R8.5.2	3 カ月間	大日コンサルタント株式会社	岐阜県岐阜市藪田南3-1-21	特定地方公共団体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 なお、課徴金減免制度の適用事業者に該当するため、入札参加資格の停止期間は、1/2を乗じたものとする。	別表2.2.2.ウ 第7条第4項
R8.2.2	R8.2.3	R8.5.2	3 カ月間	株式会社トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町一丁目13番3号	特定地方公共団体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 なお、課徴金減免制度の適用事業者に該当するため、入札参加資格の停止期間は、1/2を乗じたものとする。	別表2.2.2.ウ 第7条第4項